

# 公益社団法人日本テニス事業協会

## 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人が受領する寄附金等について必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 この法人が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金：この法人への寄附の申入れにあたり、寄附者が使途・条件等を指定しない寄附金
- (2) 特別寄附金：この法人への寄附の申入れにあたり、寄附者が使途・条件等を指定する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の受け入れ基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合、この法人は寄附金の受領を辞退するものとする。ただし、寄附金の受領後に第2号に該当することが判明した場合においては、受領した寄附金は、寄附者又はその承継人に対して返還することができるものとする。

- (1) この法人に申入れのあった寄附に、次に掲げる条件等が付されている場合
  - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
  - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
  - ウ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
  - エ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
- (2) この法人に申入れのあった寄附が、次に掲げる反社会的勢力に関わりのある寄附である場合
  - ア 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。)からの寄附の申入れの場合
  - イ 会社その他の法人からの寄附の申入れの場合で、その法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずるものをいう。)が反社会的勢力である場合
  - ウ 寄附を申入れる方の名義を反社会的勢力に利用させて、寄附の申入れをする場合
- (3) 寄附金の受け入れによりこの法人の業務に著しい負担又は支障が生じる場合
- (4) 寄附金の受け入れがこの法人の事業目的の達成に資するものではない場合
- (5) その他寄附金の受け入れが不適切であるとこの法人が判断した場合

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第4条 寄附者からこの法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容が前条の規定に該当しないことを確認したうえで、寄附の申入れを受け入れるものとする。

2 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、寄附申込書その他の適切な書面により寄附の申入れを受けるものとする。

3 前項の寄附申込書には、必要に応じて次の事項を記載する。

- (1) 寄附者の住所・氏名
- (2) 寄附金の額・金銭の種類(現金・有価証券その他)
- (3) 寄附物品・固定資産の量・種類等
- (4) 使途・条件等の指定の内容
- (5) 反社会的勢力と関わりのない寄附である旨の誓約
- (6) その他必要事項

4 行事等で祝儀名目の小口の寄附を受領する場合は、この規程を寄附者に交付のうえ一

般寄附金として取り扱うものとし、氏名、住所及び金額を記載した明細を作成し保管することにより寄附申込書に替えるものとする。

(一般寄附金)

第5条 一般寄附金は常時募集することができるものとし、一般寄附金の募集に応じる寄附者は寄附の申入れにあたり用途の指定、管理運用方法その他の条件等を一切付さないものとする。

2 一般寄附金については、50%を公益目的事業に使用し、50%を公益目的事業以外に使用する。

(特別寄附金)

第6条 この法人は特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金用途及び寄附金の管理運用方法に条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

② 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

③ 寄附金の受け入れに起因して、本協会が著しく資金負担が生じる場合

④ 前3号に掲げる場合のほか、本協会の業務の遂行上支障をきたすと認められるもの及び本協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(寄附物品等の事務処理手続)

第7条 寄附物品については、適切に処理するものとする。

2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

2 前項の受領書には、この法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則

1. 本規程は2025年1月1日から施行する。